

# 四半期報告書

(第99期第1四半期)

自 平成21年4月1日

至 平成21年6月30日

ダイワボウホールディングス株式会社

(E00529)

# 目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	16
第4 提出会社の状況	17
1 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	32
第二部 提出会社の保証会社等の情報	33

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第99期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	ダイワボウホールディングス株式会社 （旧会社名 大和紡績株式会社）
【英訳名】	Daiwabo Holdings Co., Ltd. （旧英訳名 DAIWABO CO., LTD.） （注）平成21年6月26日開催の第99回定時株主総会の決議により、 平成21年7月1日から会社名を上記のとおり変更した。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅野 肇
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号（御堂筋ダイワビル）
【電話番号】	06（6281）2404
【事務連絡者氏名】	常務執行役員財務IR室長 山村 芳郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号（日通人形町ビル） ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所
【電話番号】	03（4332）8220
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 山原 健二
【縦覧に供する場所】	ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所 （東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号 日通人形町ビル） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社 大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第99期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第98期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	16,084	92,931	259,484
経常利益または経常損失(△) (百万円)	570	△526	2,272
四半期(当期)純利益または四半 期純損失(△)(百万円)	285	△666	313
純資産額(百万円)	27,850	27,271	27,524
総資産額(百万円)	84,842	174,878	191,707
1株当たり純資産額(円)	199.66	185.56	187.53
1株当たり四半期(当期)純利益 金額または1株当たり四半期純損 失金額(△)(円)	2.09	△4.64	2.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	32.1	15.3	14.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△683	△1,683	11,250
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△542	△537	△37,896
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	933	354	27,835
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	5,376	4,947	6,784
従業員数(人)	4,101	5,953	5,806

(注) 1. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれていない。

2. △は損失またはキャッシュ・フローにおける支出超過を示している。

3. 従業員数は、就業人員数を表示している。

4. 潜在株式調整後の1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第98期第1四半期連結累計(会計)期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第99期第1四半期連結累計(会計)期間については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第98期については、潜在株式が存在しないため記載していない。

5. ダイワボウ情報システム株式会社に対する公開買付により、ダイワボウ情報システム株式会社及び同子会社4社が当社の連結子会社となったことに伴い、第98期第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めている。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	5,953 [1,209]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	11 [—]
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員である。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

以下の記載に当たっては、ITインフラ流通事業セグメントは、システム製作の占める割合が低いため、生産実績を記載していない。衣料品・生活資材事業セグメントは、受注生産の占める割合が低いため、受注状況を記載していない。また、同セグメントにおける生産実績についてはダイワボウノイ株式会社及びダイワボウマテリアルズ株式会社が、化合繊・機能資材事業セグメントにおける生産実績についてはダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、カンボウプラス株式会社、朝日加工株式会社及びケービー産業株式会社が、受注状況についてはカンボウプラス株式会社及び朝日加工株式会社が、その他事業セグメントにおける生産実績及び受注状況についてはダイワボウプログレス株式会社、大洋化成株式会社及びディーエヌプロダクツ株式会社がその大半を占めているため、それぞれの会社の実績により記載している。なお、販売実績にはセグメント間の内部売上高を含めて記載している。

また、事業の種類別セグメント情報に記載のとおり、前第3四半期連結会計期間より、ダイワボウ情報システム株式会社及び同子会社を連結範囲に含めたため、受注状況及び販売実績の前年同四半期比数値について、ITインフラ流通事業セグメント及び合計欄は、記載を省略している。

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
化合繊・機能資材事業 (百万円)	6,353	△19.19
衣料品・生活資材事業 (百万円)	954	△24.07
その他事業 (百万円)	541	△10.53
合計 (百万円)	7,848	△19.28

- (注) 1. 金額は、製造原価による。  
2. 衣料品・生活資材事業には、上記の生産実績のほかに商品の仕入実績が285百万円ある。  
3. ITインフラ流通事業には、商品の仕入実績が73,442百万円ある。  
4. 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
ITインフラ流通事業	1,124	—	318	—
化合繊・機能資材事業	805	△23.80	242	△24.58
その他事業	607	△11.60	222	△15.69
合計	2,537	—	784	—

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	前年同四半期比 (%)
ITインフラ流通事業 (百万円)	79,210	—
化合繊・機能資材事業 (百万円)	8,068	△12.86
衣料品・生活資材事業 (百万円)	4,218	△19.57
その他事業 (百万円)	1,778	0.87
合計 (百万円)	93,275	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当社連結子会社であるダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、大洋化成株式会社、ダイワボウソフトウェア株式会社、ダイワエンジニアリング株式会社、ソーラー産業株式会社、ダイワボウエステート株式会社、大和紡観光株式会社（全12社、総称して「再編対象会社」という。）は、共同株式移転の方法により、新たに設立する大和紡績株式会社（以下「中間持株会社」）を再編対象会社の完全親会社とすることを、平成21年6月16日開催の各社の臨時株主総会において承認され、平成21年7月1日に中間持株会社を設立した。なお、中間持株会社は、当社の連結子会社となった。

### (1) 株式移転の日程

平成21年5月13日	当社取締役会による再編対象会社の株式移転計画承認
平成21年6月1日	株式移転計画書の締結
平成21年6月16日	再編対象会社の臨時株主総会
平成21年7月1日	中間持株会社設立登記日（株式移転の日）

### (2) 目的

当社はグループ再編の一環としてITインフラ流通事業を当社グループの新たな戦略的コア事業に位置づけ、ダイワボウ情報システム株式会社の子会社化を図った。これによって当社グループは、繊維事業に加え、IT事業やサービス業など、多様な特徴のある事業領域を展開する企業グループになっている。こうしたグループ経営体制のもとに、ダイワボウ情報システム株式会社の情報関連事業と当社グループの繊維事業が自律性のある事業ドメインとして互いに融合を図りつつ、グループとして成長を目指す体制を整えるためには、同社と並列して繊維事業を中核とした中間持株会社を設立することが最適であると判断した。

### (3) 株式移転の内容等詳細については「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりである。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

##### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、一部で生産の持ち直しの動きが伝えられるものの、企業収益の大幅な落ち込みにより設備投資が減少し、個人消費も低迷するなど、引き続き厳しい状況で推移している。

このような状況のなか、当社グループは、経営統合したダイワボウ情報システム株式会社との新たな体制のもと、平成21年4月から中期経営計画「ニューステージ21」をスタートさせた。

この結果、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は、前第3四半期連結会計期間からITインフラ流通事業が連結範囲に加わったため92,931百万円（前年同四半期比477.8%増）となったが、同事業が景気後退の影響を受け営業損失は261百万円（前年同四半期は営業利益454百万円）、経常損失は526百万円（前年同四半期は経常利益570百万円）、四半期純損失は666百万円（前年同四半期は四半期純利益285百万円）となった。

① 事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。（各事業セグメントにはセグメント間の内部売上高を含んでいる。）

	売上高 (百万円)	営業利益または 営業損失(△) (百万円)
ITインフラ流通	79,210	△575
化合繊・機能資材	8,068	285
衣料品・生活資材	4,218	△24
その他	1,778	53
計	93,275	△261

##### ITインフラ流通事業

ITインフラ流通事業では、情報機器卸売等販売部門において、法人向け市場が景気後退によるIT関連投資の抑制の影響を受け受注が減少した。また、個人向け市場においては、小型モバイルノートパソコンは販売を伸ばしたが、単価下落が顕著となり収益が落ち込んだ。

以上の結果、当事業の売上高は79,210百万円となり、営業損失は575百万円となった。

なお、事業の種類別セグメント情報に記載のとおり、前第3四半期連結会計期間より、ダイワボウ情報システム株式会社及び同社子会社を連結範囲に含めたため、ITインフラ流通事業の前年同四半期比較について、記載を省略している。

##### 化合繊・機能資材事業

化合繊・機能資材事業では、合繊部門においては、家庭用雑貨品やコスメ関連向けが好調に推移したほか、抗ウイルス素材を使用したマスクなどの機能製品群も順調に販売を伸ばし増益となった。レーヨン部門においては、対米向け難燃素材の販売は回復したものの、全体的には前年と比較し収益は圧迫された。樹脂加工部門においては、テント・シートなどの主力の重布関連商品が需要不振の影響を受け収益が大幅に落ち込み、当事業全体では減収減益となった。

以上の結果、当事業の売上高は8,068百万円（前年同四半期比12.9%減）となり、営業利益は285百万円（前年同四半期比32.4%減）となった。

##### 衣料品・生活資材事業

衣料品・生活資材事業では、機能性インナー製品、海外向けトランクに加え、多機能マスクは堅調に推移したが、主力のニット・カジュアル製品は販売不振により低迷した。テキスタイルでは、個人消費の不振により国内では高価格帯の商品の動きが低迷し、海外においても円高の影響により採算が悪化し、当事業全体でも減収となった。

以上の結果、当事業の売上高は4,218百万円（前年同四半期比19.6%減）となり、営業損失は24百万円（前年同四半期比1.4%減）となった。



## その他事業

その他事業では、エンジニアリング部門においては、主要顧客の受注獲得が順調に進んだが、当事業全体としては増収減益となった。

以上の結果、当事業の売上高は1,778百万円（前年同四半期比0.9%増）となり、営業利益は53百万円（前年同四半期比3.6%減）となった。

② 本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメントの業績の記載を省略している。

## (2) 財政状態及びキャッシュフローの状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は174,878百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,829百万円減少した。主に支払手形及び買掛金の支払いによる現金及び預金の減少、受取手形及び売掛金の減少によるものである。負債は147,606百万円となり、前連結会計年度末に比べ16,576百万円減少した。主に支払手形及び買掛金の減少によるものである。純資産は、その他有価証券評価差額金の差損額が減少したものの、利益剰余金の減少により前連結会計年度末に比べ252百万円減少し、27,271百万円となった。

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費645百万円及び売上債権の減少額14,075百万円等の収入があったが、税金等調整前四半期純損失735百万円、賞与引当金の減少額957百万円及び仕入債務の減少額16,402百万円等の支出により、1,683百万円の支出超過（前年同四半期に比べて999百万円の支出超過増加）となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得による支出552百万円等があったため、537百万円の支出超過（前年同四半期に比べて5百万円の支出超過減少）になった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出395百万円及び配当金の支払額265百万円等があったが、短期借入金の増加841百万円等があったため、354百万円の収入超過（前年同四半期に比べて578百万円の収入超過減少）となった。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べて1,837百万円減少し、4,947百万円となり、また、当第1四半期連結会計期間末の借入金・社債残高は前連結会計年度末に比べて656百万円増加し、60,241百万円となった。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えている。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではない。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の判断に委ねられるべきだと考えている。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができなくなることが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できない。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えている。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### [1] 企業価値向上への取組み

当社は、昭和16年に紡績会社4社の合併によって設立されたが、以来、紡績業の変遷とともに、継続して事業構造の改革を実行してきた。平成21年3月1日には、成熟した分野の多い主力の繊維事業に加え、ITインフラ流通事業を当社グループの新たな戦略的コア事業として拡大強化するため、グループ再編の一環として、ダイワボウ情報システム株式会社を完全子会社化した。これによって、当社グループはIT事業やエンジニアリング業、サービス業等、多様な特徴のある事業領域を展開する企業グループとなっている。

各事業においては、衣料品・生活資材事業では、グローバルな生産・販売をキーワードに、素材からの開發生産体制の強化と顧客との新たな商流づくりにより衣料品の製品化比率を高め、製品事業、メディカル製品、テキスタイルの収益拡大に注力している。合繊・機能資材事業の機能資材部門では、産業資材の生産拠点を強化し、機能面に特化し環境に配慮した製品群の展開および新規市場の開拓を進めている。合繊部門では原綿からの一貫生産体制の優位性を活かし、主力の衛生材料に加え、複合技術を応用した高機能繊維の開発と製品事業の拡大を図っている。

また、新たに加わったITインフラ流通事業では、大都市圏およびEC（イーコマース）市場等を重点志向するほか、時流に乗った商品の拡販に積極的に取り組み、全国90ヵ所の営業拠点と14ヵ所の専用物流センターに支えられ地域に密着した営業活動により、仕入れ、販売、保守サポートの面で顧客満足度の向上に努めている。

これらの諸施策を実行する一方で、純粋持株会社体制のもと、一体的な組織体制での迅速な意思決定と効率的な事業展開を進めることで、異なる事業分野で育んできた強みとノウハウを融合させ、「ダイワボウ」ブランドの価値をさらに高め、事業ポートフォリオの革新と持続的かつ安定的な成長に取り組んでいる。

さらに、当社は平成21年4月1日から中期経営計画「ニューステージ21」第三次計画をスタートさせた。本中期経営計画では、「ハードとソフトの融合により、21世紀の新たな生活文化の提案と人に優しい地球環境への貢献を使命とするパイオニア集団を目指す」という新しいグループ経営理念のもと、各社のシナジー効果を追求し最終年度の平成24年3月に向けて、グループとしての連結企業価値の向上と社会的責任を果たしていく。

### [2] コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つであると認識し、グループ各社の経営管理を強化するとともに、監査体制の充実によりグループ全体の経営効率の向上とガバナンスの徹底を図ることを経営の基本方針としている。また、適時、適切な情報開示を十分に行うことにより、経営の透明性および健全性の確保に努めている。

当社は、かねてより経営理念の一つとして「真実と公正」を掲げており、迅速で的確な意思決定と内部統制機能により、株主、取引先、従業員、地域社会など各ステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、企業の社会的責任を果たしていく所存である。

そのため、当社は平成18年1月1日から純粋持株会社体制に移行し、さらに平成19年6月からは執行役員制度を導入した。これにより、経営の意思決定の迅速化および監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制の構築に取り組んでいる。

また当社は、毎月開催する取締役会、定期的に開催する監査役会のほか、業務執行に関して協議を行う経営会議、執行役員会を定期的に開催し、業務執行の状況把握に努め、迅速かつ必要な対処をしている。それに加え、一連の内部統制機能を高めるため、各専門委員会を必要に応じて開催するとともに、経営スタッフ部門のサポートにより、各事業共通の課題に関して実効性の高い事業活動を推進するよう努めている。さらに、年1回各事業会社幹部が参加する「経営方針発表会」を開催し、経営方針をグループ全体へ徹底させている。

当社は、株主の意思を経営により反映させるための仕組みの一つとして、取締役の任期を従来の2年から1年へ短縮し、さらに社外取締役制度を導入している。これにより、取締役会の管理監督機能の強化を図り、株主の負託に伝えるために、透明性と公正性を確保した経営体制により、この激動の経済環境における事業運営に邁進していく所存である。

### Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに下記内容の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）の内容について決定した。本プランは、平成21年6月26日開催の定時株主総会に出席した株主の過半数による承認により導入された。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものであるが、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられており、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める買収防衛策の3原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）を充足している。さらに、株主の意思をより反映させるという観点から、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会において、議案として諮り、本プランの導入について承認を得ている。

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って導入されるものである。

基本方針に定めたとおり、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否か株主が適切に判断をするためには、買付者等および当社から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えている。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものである。

#### 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものである。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については※1独立委員会規程の概要のとおりである。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしている。本プラン導入における独立委員会の委員には、※2に記載の四氏が就任した。

#### [1] 本プランに係る手続き

##### ① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該行為を、以下、「大規模買付け等」という。）がなされる場合を適用対象とする。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとする。

(i)当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下別段の定めがない限り同じとする。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含む。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとする。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じとする。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとする。以下同じとする。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとする。以下(ii)において同じとする。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じとする。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとする。以下同じとする。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じとする。

## ② 意向表明書の提出

買付者等には、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」という。）を当社の定める書式により提出する。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載する。

### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、および、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載する。）を含む。）

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいう。

## ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書を提出後、買付者等は、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供する。

まず、当社は、買付者等が意向表明書を提出した日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出した情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送するため、買付者等は、情報リストに従った十分な情報を当社に提出する。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等に求める。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとする。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名および職歴等を含む。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含む。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含む。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含む。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」という。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等の提案の事実については適切に開示し、その概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示する。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分と認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」という。）するとともに、速やかにその旨を開示する。

- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。以下同じとする。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じとする。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、大規模買付け等の評価の難易度等に依りて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設定し、速やかに開示する。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとする（延長の期間は最大30日間とする。）。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主および投資家に開示する。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとする。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家に開示する。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家に代替案を提示することもある。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資することを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示する。

##### (i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合がある。

##### (ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当該買付け等に対する対抗措置の発動を勧告することはしない。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下イ、～へ、に掲げる行為等が意図されており、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動を勧告することがある。

- イ. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ロ. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ハ. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ニ. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ホ. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいう。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ヘ. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

#### ⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手續きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとする。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

#### ⑧ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手續きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとする。

### [2] 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記[1]⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の無償割当てを行うことを想定している。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもある。

本新株予約権の無償割当ての概要は、※3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりである。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記[1]⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがある。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記[1]⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとする。

### [3] 本プランの有効期間、廃止、変更および修正

本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行う。

## 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足している。

### [1] 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

## [2] 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものである。また、上記2. [3]に記載したとおり、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになる。従って、本プランの導入および廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

## [3] 必要性・相当性確保の原則

### ① 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、上記2. [1]に記載のとおり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

### ② 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記2. [1]に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

### ③ デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. [3]に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができる。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社は、取締役の任期を従来の2年から1年へ短縮することとしているので、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本方針の継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の意思が反映できることになるため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

## ※1 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

(1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非

(2) 本プランに係る対抗措置の停止



(3)本プランの廃止および変更

(4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

## ※2 独立委員会の委員

加藤 匡（かとう ただし）	当社社外取締役
島井 章吉（しまい あきよし）	公認会計士 島井章吉公認会計士事務所 税理士 島井章吉事務所
鳥越 健治（とりごえ けんじ）	関西大学大学院法務研究科(法科大学院)教授
武藤 満夫（むとう みつお）	当社社外監査役 双日コスメティックス株式会社代表取締役社長

## ※3 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをする。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者（注11）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注12）、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとする。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

(注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとする。以下本注において同じとする。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいう。）をいう。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、181百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、拡充について重要な変更があったものは、次のとおりである。

ダイワボウポリテック(株)播磨工場において、平成21年5月完了予定であった複合繊維生産設備について、主要設備の増設については、平成21年6月に完了し、操業を開始している。これにより、同工場の生産能力は、200トン／月の増加になったが、機械設備の自動化、効率化等の補助設備の最終調整により、完成が平成21年12月になる見込である。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	278,811,000
計	278,811,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	144,166,488	144,166,488	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	144,166,488	144,166,488	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	144,166	—	18,181	—	3,548

#### (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

### ① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 151,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 500,000	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 142,527,000	142,527	—
単元未満株式	普通株式 988,488	—	—
発行済株式総数	144,166,488	—	—
総株主の議決権	—	142,527	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株（議決権24個）含まれている。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式509株、株式会社オーエム製作所所有の相互保有株式700株及び証券保管振替機構名義の株式400株が含まれている。

### ② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) 大和紡績株	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号	151,000	—	151,000	0.10
(相互保有株式) 株オーエム製作所	大阪市淀川区宮原三丁目5番24号	500,000	—	500,000	0.35
計	—	651,000	—	651,000	0.45

(注) 1. 当社は、平成21年7月1日をもって大和紡績株式会社からダイワボウホールディングス株式会社に商号変更している。

2. 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は、当社所有の自己株式162,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.11%、株式会社オーエム製作所所有の相互保有株式500,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.35%である。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	449	389	314
最低（円）	208	264	251

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の相場による。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,768	7,754
受取手形及び売掛金	67,066	81,257
商品及び製品	21,695	22,123
仕掛品	1,067	1,007
原材料及び貯蔵品	1,339	1,116
その他	10,413	11,446
貸倒引当金	△541	△630
流動資産合計	106,809	124,076
固定資産		
有形固定資産		
土地	24,033	24,024
その他(純額)	※1 17,739	※1 17,487
有形固定資産合計	41,772	41,511
無形固定資産		
のれん	9,774	10,038
その他	1,689	1,817
無形固定資産合計	11,464	11,856
投資その他の資産		
その他	15,257	14,646
貸倒引当金	△425	△383
投資その他の資産合計	14,831	14,263
固定資産合計	68,068	67,631
資産合計	174,878	191,707

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	64,701	81,074
短期借入金	33,711	32,281
1年内償還予定の社債	1,200	200
未払法人税等	133	383
引当金	1,083	2,107
その他	6,966	6,740
流動負債合計	107,795	122,788
固定負債		
社債	700	1,700
長期借入金	24,630	25,403
退職給付引当金	4,646	4,364
訴訟損失引当金	528	479
その他	9,305	9,447
固定負債合計	39,810	41,394
負債合計	147,606	164,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,181	18,181
資本剰余金	2,851	2,851
利益剰余金	9,957	11,055
自己株式	△52	△49
株主資本合計	30,937	32,039
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,542	△2,246
繰延ヘッジ損益	△1	8
為替換算調整勘定	△2,697	△2,820
評価・換算差額等合計	△4,242	△5,058
少数株主持分	576	543
純資産合計	27,271	27,524
負債純資産合計	174,878	191,707



(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	16,084	92,931
売上原価	12,901	83,966
売上総利益	3,183	8,965
販売費及び一般管理費	※1 2,728	※1 9,227
営業利益又は営業損失(△)	454	△261
営業外収益		
受取利息	41	37
受取配当金	42	51
負ののれん償却額	46	—
持分法による投資利益	176	58
その他	47	141
営業外収益合計	354	288
営業外費用		
支払利息	134	263
グループ再編関連費用	—	97
その他	105	191
営業外費用合計	239	553
経常利益又は経常損失(△)	570	△526
特別利益		
固定資産売却益	4	—
貸倒引当金戻入額	—	23
その他	—	3
特別利益合計	4	27
特別損失		
固定資産除売却損	16	—
関係会社株式評価損	—	21
退職給付制度改定損	—	213
減損損失	30	0
特別損失合計	46	235
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	527	△735
法人税、住民税及び事業税	97	79
法人税等調整額	142	△158
法人税等合計	239	△79
少数株主利益	2	10
四半期純利益又は四半期純損失(△)	285	△666

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	527	△735
減価償却費	356	645
有形固定資産売却損益(△は益)	△4	—
有形固定資産除却損	16	—
減損損失	30	0
のれん償却額	—	264
負ののれん償却額	△45	—
関係会社株式評価損	—	21
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△5	△53
賞与引当金の増減額(△は減少)	△380	△957
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	—	△67
退職給付引当金の増減額(△は減少)	123	278
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	—	7
受取利息及び受取配当金	△84	△88
支払利息	134	263
売上債権の増減額(△は増加)	△195	14,075
たな卸資産の増減額(△は増加)	△505	196
仕入債務の増減額(△は減少)	△252	△16,402
未払消費税等の増減額(△は減少)	22	—
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△127	—
その他の流動負債の増減額(△は減少)	295	—
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△35	—
持分法による投資損益(△は益)	△176	△58
その他	0	1,091
小計	△305	△1,517
利息及び配当金の受取額	335	246
利息の支払額	△70	△197
法人税等の支払額	△642	△215
営業活動によるキャッシュ・フロー	△683	△1,683

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△157	—
定期預金の払戻による収入	200	234
有形固定資産の取得による支出	△239	△155
有形固定資産の売却による収入	24	—
有形固定資産の除却による支出	△247	—
投資有価証券の取得による支出	△130	△552
短期貸付けによる支出	△2	—
短期貸付金の回収による収入	8	—
長期貸付金の回収による収入	2	—
その他	—	△64
投資活動によるキャッシュ・フロー	△542	△537
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,467	841
長期借入れによる収入	100	180
長期借入金の返済による支出	△1,207	△395
社債の償還による支出	△200	—
配当金の支払額	△221	△265
少数株主への配当金の支払額	△4	—
自己株式の増減額 (△は増加)	△0	—
その他	—	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	933	354
現金及び現金同等物に係る換算差額	△56	29
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△349	△1,837
現金及び現金同等物の期首残高	5,725	6,784
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,376	4,947

## 【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成21年4月1日  
至 平成21年6月30日)

### (四半期連結貸借対照表関係)

前第1四半期連結会計期間において、区分掲記していた流動資産の「繰延税金資産」(当第1四半期連結会計期間末の残高は3,396百万円)は、資産総額の100分の10以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示している。

前第1四半期連結会計期間において、区分掲記していた有形固定資産の「建物及び構築物(純額)」、「機械装置及び運搬具(純額)」及び「建設仮勘定」(当第1四半期連結会計期間末の残高はそれぞれ9,438百万円、7,017百万円、293百万円)は、資産総額の100分の10以下となったため、有形固定資産の「その他(純額)」に含めて表示している。

前第1四半期連結会計期間において、区分掲記していた投資その他の資産の「投資有価証券」、「長期貸付金」、「破産更生債権等」及び「繰延税金資産」(当第1四半期連結会計期間末の残高はそれぞれ10,453百万円、114百万円、293百万円、724百万円)は、資産総額の100分の10以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示している。

前第1四半期連結会計期間において、区分掲記していた流動負債の「賞与引当金」及び「特別クレーム損失引当金」(当第1四半期連結会計期間末の残高はそれぞれ1,047百万円、36百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、流動負債の「引当金」に含めて表示している。

前第1四半期連結会計期間において、区分掲記していた固定負債の「繰延税金負債」及び「長期預り保証金」(当第1四半期連結会計期間末の残高はそれぞれ3,668百万円、5,187百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分の10以下となったため、固定負債の「その他」に含めて表示している。

### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

営業活動によるキャッシュ・フローの「未払消費税等の増減額」、「その他の流動資産の増減額」、「その他の流動負債の増減額」及び「その他の固定負債の増減額」については、当第1四半期連結累計期間において「その他」に含めている。

なお、当第1四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「未払消費税等の増減額」は220百万円、「その他の流動資産の増減額」は949百万円、「その他の流動負債の増減額」は11百万円、「その他の固定負債の増減額」は△161百万円である。

投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の売却による収入」、「短期貸付けによる支出」及び「短期貸付金の回収による収入」については、当第1四半期連結累計期間において「その他」に含めている。

なお、当第1四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「有形固定資産の売却による収入」は0百万円、「短期貸付けによる支出」は△1百万円、「短期貸付金の回収による収入」は2百万円である。

財務活動によるキャッシュ・フローの「少数株主への配当金の支払額」及び「自己株式の増減額」については、当第1四半期連結累計期間において「その他」に含めている。

なお、当第1四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「少数株主への配当金の支払額」は△2百万円、「自己株式の増減額」は△2百万円である。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定している。
3. 法人税等の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定している。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,727百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 41,617百万円
2 受取手形裏書譲渡高 1百万円	2 受取手形裏書譲渡高 0百万円
3 売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額は3,992百万円であり、このうち買戻義務の上限額は1,056百万円である。	3 偶発債務 売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額7,427百万円がある。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目と金額は下記のとおりである。	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目と金額は下記のとおりである。
賃借料 162百万円	従業員給料手当 2,371百万円
保管料及び運送費 431	賞与引当金繰入額 769
従業員給料手当 667	退職給付費用 239
賞与引当金繰入額 189	減価償却費 282
退職給付費用 138	
減価償却費 18	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 6,899百万円	現金及び預金勘定 5,768百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△1,523</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△821</u>
現金及び現金同等物 5,376	現金及び現金同等物 4,947

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	144,166

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	303

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	432	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	衣料品・生活資材事業 (百万円)	化合繊・機能資材事業 (百万円)	非繊維事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	5,204	9,249	1,629	16,084	—	16,084
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	40	10	133	183	(183)	—
計	5,245	9,259	1,763	16,268	(183)	16,084
営業利益(△損失)	△24	421	55	452	2	454

(注) 1. 事業区分は、事業の種類、性質に基づいて区分している。

2. 各事業の主な内容

- ① 衣料品・生活資材事業：紡績糸、織物、編物、二次製品の製造販売業。
- ② 化合繊・機能資材事業：化合繊綿、不織布製品、産業資材関連の製造販売業。
- ③ 非繊維事業：電気部品の成形・組立・加工業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業、エンジニアリング業。

3. 会計処理の方法の変更

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、移動平均法による原価法から移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、衣料品・生活資材事業で営業損失が17百万円増加し、化合繊・機能資材事業で営業利益が30百万円減少している。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	ITインフラ流通事業 (百万円)	化合繊・機能資材事業 (百万円)	衣料品・生活資材事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	79,189	7,995	4,149	1,597	92,931	—	92,931
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	20	73	68	181	344	(344)	—
計	79,210	8,068	4,218	1,778	93,275	(344)	92,931
営業利益(△損失)	△575	285	△24	53	△261	0	△261

(注) 1. 事業区分は、事業の種類、性質に基づいて区分している。

2. 各事業の主な内容

- ① ITインフラ流通事業：コンピュータ機器及び周辺機器の販売等。
- ② 化合繊・機能資材事業：化合繊綿、不織布製品、産業資材関連の製造販売業。
- ③ 衣料品・生活資材事業：紡績糸、織物、編物、二次製品の製造販売業。
- ④ その他事業：電気部品の成形・組立・加工業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業、エンジニアリング業。

3. 追加情報

前第3四半期連結会計期間から、ダイワボウ情報システム株式会社及び同子会社を連結の範囲に含めたため、新たな事業区分として「ITインフラ流通事業」を追加している。なお、この事業区分の追加に伴い、従来の「非繊維事業」を「その他事業」に名称を変更している。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	15,449	635	16,084	—	16,084
(2) セグメント間の内部売上高又は 振替高	80	872	952	(952)	—
計	15,529	1,507	17,037	(952)	16,084
営業利益	423	32	455	(1)	454

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分している。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりである。

その他の地域……………ブラジル、中国、インドネシアである。

3. 会計処理の方法の変更

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、移動平均法による原価法から移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、日本で45百万円、その他の地域で2百万円それぞれ減少している。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)
I 海外売上高 (百万円)	2,262	2,262
II 連結売上高 (百万円)		16,084
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	14.1	14.1

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分している。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりである。

その他の地域……………アメリカ、ブラジル、中国、インドネシア、韓国等である。

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略している。



(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものは、前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため記載していない。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はないため記載していない。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	185.56円	1株当たり純資産額	187.53円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2.09円	1株当たり四半期純損失金額	△4.64円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額または1株当たり四半期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益または四半期純損失(△) (百万円)	285	△666
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益または四半期純損失 (△)(百万円)	285	△666
期中平均株式数(千株)	136,337	143,867
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

株式移転による中間持株会社設立

当社連結子会社であるダイワボウノイ株式会社（以下「ダイワボウノイ」）、ダイワボウプログレス株式会社（以下「ダイワボウプログレス」）、ダイワボウポリテック株式会社（以下「ダイワボウポリテック」）、ダイワボウアドバンス株式会社（以下「ダイワボウアドバンス」）、カンボウプラス株式会社（以下「カンボウプラス」）、ダイワボウレーヨン株式会社（以下「ダイワボウレーヨン」）、大洋化成株式会社（以下「大洋化成」）、ダイワボウソフトウェア株式会社（以下「ダイワボウソフトウェア」）、ダイワエンジニアリング株式会社（以下「ダイワエンジニアリング」）、ソーラー産業株式会社（以下「ソーラー産業」）、ダイワボウエステート株式会社（以下「ダイワボウエステート」）、大和紡観光株式会社（以下「大和紡観光」）（全12社、総称して「再編対象会社」という。）は、共同株式移転の方法により、新たに設立する大和紡績株式会社（以下「中間持株会社」）を再編対象会社の完全親会社とすることを、平成21年6月16日開催の各社の臨時株主総会において承認され、平成21年7月1日に中間持株会社を設立した。なお、中間持株会社は、当社の連結子会社となかった。

(1) 株式移転の日程

中間持株会社設立登記日

平成21年7月1日

(2) 株式移転に係る割当の内容

会社名	株式移転に係る割当
ダイワボウノイ	5,292.5
ダイワボウプログレス	46.7
ダイワボウポリテック	2,800.4
ダイワボウアドバンス	1,369.0
カンボウプラス	1.0
ダイワボウレーヨン	578.4
大洋化成	0.0000011
ダイワボウソフトウェア	0.0005587
ダイワエンジニアリング	3.6
ソーラー産業	0.000025
ダイワボウエステート	43,535.6
大和紡観光	36.3

(注) ダイワボウノイの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式5,292.5株、ダイワボウプログレスの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式46.7株、ダイワボウポリテックの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式2,800.4株、ダイワボウアドバンスの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式1,369.0株、カンボウプラスの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式1.0株、ダイワボウレーヨンの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式578.4株、大洋化成の普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式0.0000011株、ダイワボウソフトウェアの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式0.0005587株、ダイワエンジニアリングの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式3.6株、ソーラー産業の普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式0.000025株、ダイワボウエステートの普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式43,535.6株、大和紡観光の普通株式1株に対して、中間持株会社の普通株式36.3株を割当交付した（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる）。中間持株会社の新株式数は、普通株式82,052,163株となった。

(3) 株式移転により新たに設立した会社の状況

商号 大和紡績株式会社

主な事業内容

次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- ① 各種の繊維工業品の製造、加工及び販売
- ② 情報処理に関するシステムの開発及び販売
- ③ 医療部外品・医療用具・健康器具の製造及び販売
- ④ 電気通信機器の製造、販売及び修理
- ⑤ 生化学品並びに食品の製造、加工及び販売
- ⑥ 土木・建築及び機械・装置の設計、製造、販売、施行、請負及び監理
- ⑦ 観光宿泊施設及びゴルフ場の経営
- ⑧ 不動産の売買、賃貸借及び管理
- ⑨ 一般及び特定労働者派遣事業
- ⑩ 前各号に付帯または関連する事業

本店所在地 大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号

代表者の役職・氏名 代表取締役 小林 武紀

資本金 100百万円

決算期 3月末日

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため記載していない。

## 2 【その他】

重要な訴訟事件等

ブラジル国の連結子会社であるDaiwa Do Brasil Textil Ltda.において、税務当局より、PIS(社会統合計画負担金)及びCOFINS(社会保険融資負担金)20百万レアル(1,007百万円)の納付請求がなされたが、同社はこれを不服としたため現在審理中である。なお、平成20年8月にこの訴訟について一部取り下げがあり、納付請求額が17百万レアル(879百万円)に減額された。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

大和紡績株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田原 準平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大和紡績株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大和紡績株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

会社は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載しているとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田原 準平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイワボウホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。